

経済産業省

平成23・03・12原第2号

平成23年3月12日

東京電力株式会社

取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業大臣 海江田 万里

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条 第3項の規定に基づく命令について

当省は、貴社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第64条第3項の規定に基づき、下記の事項を命ずる。

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

記

1. 命令の内容及び命令の根拠となる法令の条項

原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づき、貴社の福島第一原子力発電所第1号機について、例えばその原子炉容器内を海水で満たすなど、適切な方法を検討した上、その原子炉容器の健全性を確保することを命じること。

2. 命令を行う理由

貴社の福島第一原子力発電所第1号機に設置された原子炉容器内の健全性について、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認められるため。